

2005年度事業計画

自 2005年4月 1日

至 2006年3月31日

日本財団

目 次

1 . 方 針	2
2 . 事業計画	3
2 . 1 助成事業	3
(1) 海洋船舶関係事業	
(2) 公益・福祉関係事業	
2 . 2 海外協力援助事業	5
2 . 3 国内協力援助事業	6
2 . 4 情報公開事業	6
2 . 5 調査研究事業	7
2 . 6 特別競走対象事業に対する協賛事業	7
(1) 2005 年日本国際博覧会の開催に対する協賛事業	
(2) 財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団に対する協賛事業	
(3) 東京財団に対する協賛事業	
2 . 7 貸付事業	8
(1) 造船関係貸付事業	
(2) 近代化施設整備貸付事業	
3 . 事業資金	9

1. 方針

財団法人日本船舶振興会（以下「財団」という。）の財源の根幹である競艇事業は、関係者の格段の努力により売上向上策並びに経営改善策が進められているものの、競馬・競輪・パチンコ・宝くじなど余暇市場をめぐる他事業との競争の影響もあり、引き続き低迷傾向にある。

このような状況下、平成 17 年度は収入が大幅に減少する中であっても財団に対する社会の期待に的確に応えるため、昨年 12 月に策定した「事業計画及び収支予算作成の基本方針」に基づき、優先順位を持って事業計画を作成した。

個々の事業については、「2.事業計画」に記載する基本方針及び採択基準に基づき、下記のとおり予算配分する。

- (1) 事業を支える交付金収入は前年度比 14.4%減と見込まれるが、各支出項目への資金配分を精査し調整することにより、事業費全体の総予算に占める割合を 90.7%とし、結果として前年度比 11.4%の減額に留める。
- (2) 海洋船舶関係、公益・福祉関係の助成事業は財団の中心的事業であることから、前年度比 11.5%程度の減額に留める。また国庫、他の公営競技、宝くじ等の補助を受けることを予定している事業は、原則として助成の対象としないこととする。なお、変動する社会情勢にタイムリーに対応するため引き続き年度内募集を実施する。
- (3) 海外協力援助事業は、交付金収入の減収に鑑み、前年度比 12.6%減額する。
- (4) 国内協力援助事業は、交付金収入の減収に鑑み、前年度比 13.2%減額する。
- (5) 情報公開事業は、各種媒体を効率的に活用した情報公開を積極的に展開するため、前年度比 9.8%程度の減額に留める。
- (6) 調査研究事業は、社会や時代のニーズに応える新規事業開発を引き続き推進するとともに、競艇事業の社会的意義の周知啓発策について調査研究することとし、前年度比 1.5%程度の減額に留める。

2. 事業計画

2.1 助成事業

事業計画策定に当たり、新規事業については、計画性、目的、方法、実施体制、効果等について多角的に審査した。なお、新たな発想に基づき、将来の新しい社会の在り方を提示するためのモデル的事業や先駆的事業については、特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を見直すとともに、事業及び資金活用の効率化を図った。

なお、助成事業は「1号交付金補助業務規程」「2号交付金補助業務規程」及び「年度内募集に関する補助業務規程」に基づき実施する。

(1) 海洋船舶関係事業

本事業は、船舶関係事業、海難防止事業等の振興のために財団が設立以来実施してきた事業である。

我が国の造船業界は、空前の工事量を抱えているが、低船価時期の受注と原材料の高騰のため利幅は薄く、その影響により船用工業は廉価での納品を余儀なくされている。

また、平成17年(2005年)5月発効のMARPOL条約付属書VIにより、船舶の排ガス規制が本格化するなど、技術力の向上が要求される一方で、中手以下の造船事業者は技術者・技能者の人材払底という問題に直面している。

一方、海上テロ事件の発生、凶悪化傾向にある海賊事件の多発など複雑化する国際情勢の中、船舶の航行安全のための国際的な連携が進められ、行動計画が具現化されるとともに、合同訓練が実施されている。さらに、船舶、港湾のセキュリティ強化を目的に改正された国際条約が発効されたほか、国際機関では更なる規制強化に向け、継続的に議論が行われており、今後、国際連携が重要視されていく中で、次世代の国際的な海事関係の人的つながりを構築、交流強化、人材育成と教育体制の充実が求められている。

この他、領海、大陸棚問題などの近隣各国の動向もあり、わが国の海洋の適正な利用と開発、海洋保全の重要性が注目されている中で、省庁の枠組みを越えた海洋問題への取り組み、国民の海洋に対する意識啓発を図ることが重要となってきている。

このような状況を踏まえ、平成17年度は次の基本方針に沿って事業を行う。

- 1) 船舶、海運に関する技術の研究開発と産業基盤の強化
- 2) 海洋に関する研究及び情報の整備
 - ア．研究者及び専門家の人材育成
 - イ．教育を通しての海洋問題に関する情報提供
- 3) 航行の安全確保及び海上災害の防止
- 4) 「海」「船」についての理解促進
 - ア．地域の博物館等の活動支援
 - イ．地域の「海」や「船」による水に親しむ活動支援

(別添資料1参照)

(2) 公益・福祉関係事業

本事業は、海事思想の普及、観光、体育、社会福祉等、公益の増進を目的とし、財団が長年にわたり実施してきた事業である。

我が国は、人生 80 年の長寿の時代が到来するとともに、出生率の低下による若年人口の減少が進んでいる。こうした少子高齢化の進展は、社会経済全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。また、社会の成熟化に伴い障害者の自立意識も高まりつつある。そうしたなか、高齢者に介護保険、また障害者に支援費の制度が導入され、自立や社会参加のための基盤は一応整えられたところだが、未だ問題は山積し今後は在宅ケアや地域生活・就労への支援が一層求められている。

一方、経済的な豊かさを追求してきたなかで便利さや実利が優先され、倫理や躰など基本的な点が軽視されてきた結果、かつて日本人のメンタリティーとされた「礼節」などさまざまな徳性が失われつつあることが指摘されている。こうした長年に亘る青少年教育の歪が、今日の家庭や学校の教育力の低下や地域社会の絆の弱体化、不登校・引きこもり、青少年犯罪の増加などさまざまな問題を引き起こす要因とも言える。

また、国民の意識や価値観が多様化していくなかで、既存の法制度や社会の仕組みも見直されつつある。例えば、これまで置き去りにされてきた犯罪被害者を支援しようとする動き、自然災害時の旺盛なボランティア活動、また地域や郷土の自然や文化を見直し地域づくりに結びつけようとする気運など、社会の随所に変化がうかがえる。

こうした新たなニーズや諸課題に対し民間非営利セクターの役割と可能性が注目されている今日、社会的な諸課題を「兆し」のレベルで捉え、人々の生活や地域社会に密着した事業展開を図ることにより、社会の潮流へと発展させていくことが期待されている。

このような状況を踏まえ、平成 17 年度は次の基本方針に沿って事業

を行う。

- 1) 生涯スポーツの充実
- 2) 芸術文化の振興
- 3) 子どもたちの健全育成
- 4) 福祉車両の配備
- 5) 福祉拠点の充実
- 6) 障害者の地域生活支援
- 7) 上記のほか重点的に取組む特定テーマ
 - 森林・竹林整備や里地・里山の保全
 - 犯罪被害者に対する支援
 - 郷土の文化資源を活用した地域づくり
 - ホスピスプログラムの推進
 - ハンセン病制圧活動の推進

(別添資料2参照)

2.2 海外協力援助事業

世界的な貧困問題、南北間格差、人口増加、高齢化、大都市問題など諸問題に解決の兆しは見られない。このような状況の中で、日本の国際貢献が、質・量ともに問われている。

海外協力援助事業は、人類が直面するこれら地球的諸課題への有効な解決方法を模索し、平和で豊かな世界を実現するための人材を育て、人々の絆を築くことを基本方針としている。

こうした、世界の各地に広がる広範な問題に対し、現地の状況、特殊事情などを正しく把握し、現地のニーズを的確に捉えること、効率よく実施することが、これまで以上に必要となっている。

平成17年度の海外協力援助事業の実施に当たっては、上記のような問題意識のもと、前年度と同様に、以下のような事業を2本の柱として、国連・国際機関のみならず、NGOをはじめとする社会セクター、地域コミュニティなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した新たな試みを支援する。

なお、海外協力援助事業は「海外協力援助業務規程」に基づき実施する。

1) BHN(ベーシック・ヒューマン・ニーズ)を充足する事業

ハンセン病の制圧や患者、回復者に対する偏見や差別をなくすための活動、アフリカを中心とする風土病対策、アジアにおける障害者支援や小学校建設事業、アフリカにおける食糧増産プロジェクトや農業普及員の育成など貧困、病

苦を緩和し、貧しく社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることができるような社会を目指す。

2) 非政府部門での交流による相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業

アジアを中心とするパブリック・インテレクチュアル(学者・研究者のみならず、その専門を通じて社会的課題に取り組む知的リーダー)の知的交流支援、アジアの開発途上国の学生に対する奨学金支給事業、歴史資料の保存や日系社会支援、総合的海洋管理など、諸問題を根元から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

2.3 国内協力援助事業

国内協力援助事業は「国内協力援助業務規程」に基づき、主にボランティア団体及びNPO法人の活動を支援する事業である。

対象とする事業の領域、並びに事業を実施するための基本方針については、2.1助成事業の(1)海洋船舶関係事業及び(2)公益・福祉関係事業と同様であるが、助成事業が財団法人、社団法人及び社会福祉法人を主たる対象とするところが異なる。

なお、国内協力援助事業は、より地域に密着したもの、或いはコミュニティに根ざしたものが多く、また団体の組成もボランティアをベースにした自発的な集団となる点が特徴である。

2.4 情報公開事業

財団は、他の特殊法人や公益法人に先駆けて積極的に情報公開を進めている。平成17年度においては、財団を取り巻く社会情勢をにらみ、変化に対応した広報展開を図っていく必要がある。とりわけ、競艇事業と財団との関係を正しく理解してもらうため、全ての財団活動が競艇の交付金を財源に行われていることを強調していくこととする。

具体的には、マスメディアに対する情報発信を一層強化していくこととし、助成事業募集の情報や重点分野については、新聞・雑誌広告、WEBサイト及び財団ビル壁面の大型映像装置等により複合的に周知する。また、過去の全助成事業の成果を電子図書館において公開するとともに利用促進を図る。

さらに、今年度より開設するインターネット上の「公益事業コミュニティサイト」を日本初の総合的な公益活動ポータルサイトとして発展させ、断片化されている国内中の公益活動情報の集約化による情報共有とコミュ

ニティの形成を促し、我が国全体の公益活動のレベルアップに寄与する。

2.5 調査研究事業

本事業は、新規事業の開拓を中心に助成事業、協力援助事業の質的向上を目的に自ら行うものである。平成 17 年度も引き続き時代を先取りした事業や、重要であるが行政や他の非営利組織では取り組みにくい領域の事業の開発等を積極的に推進する。併せて、専門機関と連携して競艇事業の社会的意義の周知啓発策を調査研究する。

(別添資料 3 参照)

2.6 特別競走対象事業に対する協賛事業

本事業は、多額の資金を要する公益性の極めて高い事業を重点的に推進するため、モーターボート競走法施行規則附則第 2 項に基づき実施される特別競走に係る受入交付金により、資金のより効果的な活用に配慮しつつ、協賛援助を行うものである。平成 17 年度は以下の事業に協賛する。

(1) 2005 年日本国際博覧会の開催に対する協賛事業

「自然の叡智」をテーマに、3 月 25 日から 9 月 25 日まで、愛知県長久手町、瀬戸市および豊田市において、2005 年日本国際博覧会（略称：愛知万博）が開催されることから、これに協賛し、所要の資金の一部を援助する。

(2) 財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団に対する協賛事業

財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団が行う地域海洋センター整備事業及び海事思想の普及に関する事業に協賛し、所要の援助を行う。

(3) 東京財団に対する協賛事業

東京財団が行う社会、経済、政治等の諸分野におけるグローバルな見地に立った諸課題の解決を図り、国際社会における知的貢献のイニシアチブをとり、日本の国益と世界平和への貢献を目的とする人材育成事業及び研究事業に協賛し、所要の援助を行う。

2.7 貸付事業

(1) 造船関係貸付事業

造船貸付事業における融資対象者である造船関係事業者は、内航船・漁船においては、未だ受注量が乏しく船価の回復は見込めていない。外航船においては、多くの工事量を抱えているが、低船価時期の受注と鋼材の高騰とがあいまって利幅は薄く、また船用工業事業者は、これらの影響により廉価での納品を余儀なくされている。

貸付金を受け、造船・船用関係事業者に融資を行う金融機関には、本貸付制度から自らのプロパー資金への切り替えを事業者に要請するなどの動きが見られるが、一貫して安定して融資を行ってきた本制度への事業者の期待は依然大きい。また昨年度に貸付条件の見直しを行ったことにより、設備資金を中心に資金需要は大きく伸びる傾向にある。

このような現状を踏まえ、平成 17 年度も従来並みの高い充足率を確保して積極的に資金の安定的な供給を行い、造船・船用関係事業者の経営基盤強化に資する。

(別添資料 4 参照)

(2) 近代化施設整備貸付事業

本事業については、財団法人競艇情報化センターに造成された高度情報化基金の範囲内で対応可能と思料されるが、同基金の範囲を越えた需要が生じた場合には、当該施設整備に必要な資金として近代化推進資金貸付を行う。

(別添資料 5 参照)

3. 事業資金

平成 17 年度に予定する収入は、モーターボート競走法第 19 条の規定により施行者から受け入れる交付金、前期繰越収支差額、利息収入等である。

収入予定総額及びその内訳は、次のとおりである。

収入総額	35,573,265 千円
1号交付金	19,698,418 千円
法第19条交付金	15,197,491 千円
前期繰越収支差額	3,789,749 千円
利息収入	516,247 千円
その他収入	194,931 千円
2号交付金	15,874,847 千円
法第19条交付金	13,892,731 千円
前期繰越収支差額	1,827,796 千円
利息収入	77,940 千円
その他収入	76,380 千円